

福島県立医科大学大学院看護学研究科の学位論文評価基準

- 1 福島県立医科大学大学院看護学研究科履修規定第9条第2項の規定に基づき、学位論文の成績評価の基準について次のとおり定める。
- 2 博士論文は、次の項目により審査を行う。
 - 1) 新たなケア開発あるいはケアシステム開発の構築に資する研究課題である
 - 2) 研究方法が妥当である
 - 目的に適った研究デザインである
 - 研究方法が詳述されている
 - 目的に適った分析方法である
 - 3) 倫理的配慮が妥当である
 - 任意性が保証されている
 - 同意の取得方法が適切である
 - 不利益への対策が講じられている
 - 個人情報保護されている
 - 4) 適切な論文が引用され、論旨に一貫性がある
 - 5) 学位論文として学術的意義、新規性、創造性、汎用性がある
- 3 修士論文は、次の項目により審査を行う。
 - 1) 看護特別研究
 - ① 学術的重要性・妥当性
 - 学術的に重要な研究テーマである
 - 研究目的が明確である
 - 先行研究・文献検討は十分である
 - ② 研究計画・方法の妥当性
 - 研究目的を達成するために科学的根拠に基づいた研究方法を選択している
 - 研究方法が具体的に論述されている
 - ③ 倫理的配慮
 - 研究方法、対象の選定、記述に倫理的配慮が十分払われている
 - 本学倫理規程等を遵守している

④ 研究結果・考察

- 研究目的に沿って適切に結果が示されている
- 結果に基づき十分に考察されている
- 研究に新規性が認められる

⑤ 論旨の明確性、一貫性

- 論旨は明確で、一貫性がある

2) 看護課題研究

① 学術的重要性・妥当性

- 専門分野における看護実践の質向上に重要な研究テーマである
- 研究目的が明確である
- 先行研究・文献検討が十分に行われている

② 研究計画・方法の妥当性

- 研究目的を達成するために科学的根拠に基づいた研究方法を選択している
- 研究方法が具体的に論述されている

③ 倫理的配慮

- 研究方法、対象の選定、記述に倫理的配慮が十分払われている
- 本学倫理規程等を遵守している

④ 研究結果・考察

- 研究目的に沿って適切に結果が示されている
- 結果に基づき十分に考察されている

⑤ 論旨の明確性、一貫性

- 論旨は明確で、一貫性がある

4 審査の結果は、審査項目ごとに秀を S、優を A、良を B、可を C、不可を D として表し、さらに総合評価を S、A、B、C 及び D で表す。

5 総合評価の S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

6 総合評価は、当該学位論文の主指導教員、副指導教員及び審査委員の合議により判定し決定する。

附 則

この基準は、平成16年2月17日から施行し、平成16年2月16日の修士論文審

査会から適用する。

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

この基準は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

この基準は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。